東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業に隣接した堤防事業に「地中連続壁」工法採用を求める陳情

(建設委員会付託)

受 理 番 号 第 6 7 号 受理年月日 平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

付託年月日 平成23年11月29日

.

陳 情 原 文 現在、北小岩江戸川町会 1 8 班地区に関し、江戸川区は土地区画整理 事業と高規格堤防整備事業との共同事業協定を国と締結を目指すとしています。

しかし、高規格堤防事業の推進にあたっては、北小岩一丁目東部地区全体の一斉 立退きが必要なこと、盛土造成工事に長期間を要すること、高規格堤防特別区とな ることによる土地所有権の質的変化を伴うことなど、通常の土地区画整理事業に比 較して、当該地区住民への負担の増大という課題を招いています。減歩率を低減す ることや現実的な盛土造成期間の短縮などでは、その課題の解消は困難であると見 受けられます。

そこで、本陳情は当該土地区画整理事業に隣接する堤防に超過洪水対策工事が必要であるなら、「地中連続壁」工法を採用するよう国に求め、先の課題の解消を得ることを提案するものです。この工法を採用することにより、当該土地区画整理事業は通常の土地区画整理事業とすることができ、必ずしも地区全体の一斉立退きが必要ではなくなり、大規模な盛土造成工事が必要ではなくなり、土地所有権の質的変化も必要ではなくなります。なにより当該住民の負担を抜本的に軽減できるものと考えられます。加えて、本陳情による方式は、堤防に守られることを必要とする江戸川区での堤防強化工事を現実的な費用対効果や時間の範囲で実現することにより江戸川区民の安全と安心を確保する施策となると考えています。

よって、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業に関し下記のとおり陳情します。

記

- 1 スーパー堤防に代わるTRD工法(等圧式ソイルセメント地中連続壁工法)を 採用すること。
- 2 東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業に隣接した堤防事業に 「地中連続壁」工法を採用すること。
- 3 江戸川区スーパー堤防整備方針を見直し、柔軟な堤防強化策を採用することにより早期に区民の安全と安心を確保すること。